

令和6年6月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第39号 亀山市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・	1
議案第40号 亀山市都市計画税条例の一部改正について・・・	5
議案第41号 亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について・・・	7
議案第42号 亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部改正について・・・・・・・・・・	9
議案第43号 亀山市営住宅条例の一部改正について・・・・・・	10
議案第44号 亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	11

件名	亀山市税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税務課
----	------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

市民税関係

- (1) 公益信託[※]の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とするとともに、公益法人等に係る市民税の課税の特例の規定を廃止します。

<第22条及び附則第8条の2関係>

※ 「公益信託」とは、個人及び法人が、学術・技芸・慈善・祭祀・宗教その他一定の公益目的のために、信託銀行に自分の財産を預け、信託銀行は、信託法や公益信託契約にしたがってその財産を管理・運用し、学生への奨学金の支給、学術研究及び自然環境保護活動への助成など公益活動を行う制度です。

- (2) 市民税の減免について、令和6年能登半島地震を含め、国内で頻発する災害を受け、減免を受けようとする者が自分で申請することができない場合の対応として、職権による減免を可能とします。 <第45条関係>

- (3) 令和6年能登半島地震により被災者が有する資産について受けた損失の金額を、所得割の納税義務者の選択により令和5年において生じた損失金額として、令和6年度以後の年度分の個人の市民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除として適用することができることとします。

<新附則第9条の2関係>

固定資産税関係

- (4) 固定資産税の減免について、令和6年能登半島地震を含め、国内で頻発する災害を受け、減免を受けようとする者が自分で申請することができない場合の対応として、職権による減免を可能とします。

<第78条関係>

(5) 地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置<通称：わがまち特例>について、次のとおり規定を整備します。 <附則第17条の2関係>

ア 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する一体型滞在快適性等向上事業[※]の実施主体が、当該事業により令和8年3月31日までに整備した一定の固定資産について、わがまち特例が導入されたことから、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を地方税法において参酌することとされている特例割合に基づき2分の1とします。

本条例で定める特例割合	法において参酌することとされている特例割合
2分の1	2分の1（3分の1以上3分の2以下）

※ 「一体型滞在快適性等向上事業」とは「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）内の民間事業者等が、市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業です。

イ バイオマス発電設備について、出力が10,000kW以上20,000kW未満の発電設備のうち、一般木質・農作物残さ区分に該当するものについて、地方税法において参酌することとされている固定資産税の課税標準の特例割合が3分の2から7分の6に変更されたことから、本条例において定める特例割合を7分の6とします。

(6) 新築の認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとします。 <附則第18条関係>

特別土地保有税関係

(7) 特別土地保有税の減免について、令和6年能登半島地震を含め、国内で頻発する災害を受け、減免を受けようとする者が自分で申請することができない場合の対応として、職権による減免を可能とします。

<第125条関係>

その他

(8) 地方税法等の一部改正に伴う規定の整理を行います。

ア 私立学校法（昭和24年法律第270号）の一部改正に伴う固定資産税の非課税の申告に係る規定における引用条項の改正 <第61条関係>

イ 地方税法の一部改正に伴う医療費控除の特例に係る規定における引用条項の改正 <附則第10条関係>

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。ただし、一部の規定の施行日等は、次のとおりとします。

ア 私立学校法の一部改正に伴う固定資産税の非課税の申告に係る規定における引用条項の改正の施行日は、令和7年4月1日とします。

イ 公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を市民税の寄附金控除の対象とする規定及び公益法人等に係る市民税の課税の特例を廃止する規定の施行日は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日とします。

(2) 公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を市民税の寄附金控除の対象とする規定に関し、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則における寄附金控除に関する経過措置の適用がある場合は、同法による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含むこととする経過措置を設けます。

(3) 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された、わがまち特例の対象となる特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例によることとする経過措置を設けます。

(4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく政府の補助を受けた者が事業所内保育施設に係る業務を目的とする施設のうち、当該補助に係る特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税に対するわがまち特例の適用期間が終了したことから、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた、特定事業所内保育施設の用

に供する固定資産に係る固定資産税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

- (5) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日（令和2年9月7日）から令和6年3月31日までの間に整備された、わがまち特例の対象となる滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	総務財政部 税 務 課
----	----------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に規定する一体型滞在快適性等向上事業[※]の実施主体が、当該事業により、令和8年3月31日までに整備した一定の固定資産について、地方団体が課税標準の特例措置の内容を条例で定めることができる地域決定型地方税制特例措置＜通称：わがまち特例＞が導入されたことから、当該固定資産に対して課する都市計画税の課税標準の特例割合を地方税法において参酌することとされている特例割合に基づき2分の1とします。 <附則第5項関係>

本条例で定める特例割合	法において参酌することとされている特例割合
2分の1	2分の1（3分の1以上3分の2以下）

※ 「一体型滞在快適性等向上事業」とは「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）内の民間事業者等が、市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業です。

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく政府の補助を受けた者が事業所内保育施設に係る業務を目的とする施設のうち、当該補助に係る特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税に対するわがまち特例の適用期間が終了したことから、平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた、特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る都市計画税については、なお従前の例によるとする経過措置を設けます。

(3) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日（令和2年9月7日）から令和6年3月31日までの間に整備

された、わがまち特例の対象となる滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による経過措置を設けます。

件名	亀山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	子ども未来部 子ども政策課
----	--	------------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令基準」といいます。）の一部が改正され、保育士及び保育従事者^{※1}の配置基準が見直されました。

市における家庭的保育事業等^{※2}の設備及び運営に関する基準のうち、家庭的保育事業等に従事する者及びその員数は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項第1号の規定により、省令基準に従い条例で定めることとされていることから、改正後の省令基準と同様の基準を定めるため、所要の改正を行うものです。

※1 「保育従事者」とは、保育士その他保育に従事する職員として都道府県知事が行う子育て支援員研修を修了した者をいいます。

※2 「家庭的保育事業等」とは、家庭的保育事業、小規模保育事業（A型、B型及びC型）、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（保育所型及び小規模型）をいいます。

2 改正内容

(1) 改正された省令基準に従い、家庭的保育事業等に配置する保育士及び保育従事者の数を次のように改めます。

＜第29条、第31条、第44条及び第47条関係＞

児童の区分	配置基準	
	改正前	改正後
満3歳以上 満4歳未満	おおむね <u>20人</u> につき1人	おおむね <u>15人</u> につき1人
満4歳以上	おおむね <u>30人</u> につき1人	おおむね <u>25人</u> につき1人

※本改正により保育士及び保育従事者の配置基準が見直される家庭的保育事業等

保育士	小規模保育事業のうち、小規模保育事業A型	＜第29条＞
	事業所内保育事業のうち、保育所型事業所内保育事業	＜第44条＞
保育従事者	小規模保育事業のうち、小規模保育事業B型	＜第31条＞
	事業所内保育事業のうち、小規模型事業所内保育事業	＜第47条＞

(2) 本条例で引用している「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めます。

＜第25条関係＞

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。

(2) 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の保育士及び保育従事者の配置基準に関する規定は適用せず、改正前の配置基準は、なおその効力を有することとする経過措置を設けます。

件名	亀山市石水溪キャンプ場施設条例の一部を改正する条例	産業環境部 商工観光課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>亀山市石水溪キャンプ場バンガロー施設（以下「バンガロー施設」といいます。）を利用者が年間を通じて快適に利用できるよう、令和6年7月1日からバンガロー施設に冷暖房設備を設置することに伴い、当該設備を利用する場合の利用料金への加算額を定めるため、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>バンガロー施設において冷暖房設備を利用する場合は、当該バンガロー施設の利用料金に、1棟につき、午後4時から翌日午前9時までにあつては300円の、午前10時から午後3時までにあつては100円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額を加算することとします。 <別表関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和6年7月1日とします。</p>		

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅課
----	--------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

市では、高齢者、障がい者、ひとり親世帯等の住宅確保要配慮者に対する住まいの確保を図るため、亀山市住生活基本計画（平成31年3月策定）において、民間が所有する賃貸共同住宅を活用した市営住宅の供給を推進することとしています。

こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅5戸について、市営住宅として設置及び管理を行うため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

新たに設置する借上げによる市営住宅の名称、位置等について、次のように定めます。 <別表第1の2の表関係>

設置年度	名称	位置	構造	戸数
令和6年度	東御幸住宅	東御幸町144番地10	木造2階	5

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）の一部が改正され、本条例で定義している管理不全状態の空家等に対し、新たに法で管理不全空家等が規定されたこと等から、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 「管理不全状態の空家等」の定義を削り、法に定めのある「管理不全空家等」を引用して定義するとともに、これに伴う所要の整備を行います。 ＜第2条、第8条（第1号及び第2号）及び第9条関係＞</p> <p>(2) 管理不全空家等の所有者等に対する指導及び勧告の措置が法で規定されたことから、管理不全状態の空家等に対する措置の規定を削ります。 ＜第10条関係＞</p> <p>(3) その他法の改正に伴う規定の整理を行います。 ＜第7条及び第8条（各号列記以外の部分）関係＞</p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。</p>		